

# 「入札契約改善推進事業」による 地方公共団体支援の取組

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 入札制度企画指導室 企画係長 こやなつ さとし 小柳津 聡

## 1. はじめに

国土交通省では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 56 号）等の施行を踏まえ、地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成 26 年度から平成 29 年度まで、「多様な入札契約方式モデル事業」（以下、「モデル事業」という）により、地方公共団体が抱える入札契約制度の課題に対して支援を行ってきた。

モデル事業では、全国の地方公共団体から応募のあった事業について支援を実施し、一定の成果を出してきたが、近年、発注者においてますます強く求められる適正な予算執行及び事業の公平性や透明性への取組に加え、地方公共団体の特に小規模な団体では技術職員の減少に伴う発注体制の脆弱化等、より多様な課題が生じてきた。

そこで、平成 30 年度からモデル事業を改組し、多様な入札契約方式の導入・活用の促進だけでなく、施工時期等の平準化の取組の推進や地域の担い手確保のための発注方式等の改善の取組等、入札契約制度全般の改善に支援対象を拡大した「入札契約改善推進事業」として、地方公共団体に対する支援を実施している。

## 2. 入札契約改善推進事業

前述したとおり、国土交通省では平成 26 年度よりモデル事業により地方公共団体へ支援を行ってきたが、具体的な取組内容としては、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体の事業を全国から募集し、応募の中より外部有識者の意見を伺いながらモデル事業として選定する。そして、国土交通省が専門的な知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得て支援を行い、地方公共団体が抱える個々の実情に応じた多様な入札契約方式の導入・活用を図ってきた。これまでモデル事業として実施してきた 4 年（平成 26～29 年度）において、19 事業の支援を実施し、その支援内容についてリーフレット（多様な入札契約方式の活用に向けて「第 2 版」）としてとりまとめた。

平成 30 年度よりモデル事業を改組し、「入札契約改善推進事業」として、これまでの多様な入札契約方式の導入・活用支援だけでなく、工事全体の発注にあたり、発注ロットの見直しや共同発注、共同受注等の発注方式の工夫や施工時期等の平準化の取組の促進等、入札契約方式等の改善や工夫の取組等にも対象を拡大し、支援内容を他の地方公共団体にも展開することで、地方公共団体

の入札契約制度の改善につながるよう支援を実施し、さらなる入札契約の改善に努めている。

国土交通省では、発注者である地方公共団体はその体制及び能力を考慮しつつ、地域の実情等に応じて入札契約方式等を改善し事業を推進できるよう、入札契約改善推進事業にて地方公共団体に対して専門家等を派遣し、支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理や新たに導入、あるいは改善する入札契約方式等において必要となる諸手続の支援等を行うことにより、入札契約制度の改善を推進できるよう支援を進めている(図-1)。

### 3. 平成30年度の支援内容

これまでにモデル事業の支援対象とした事業や入札契約方式は多種多様であったが、平成30年度は施工時期の平準化の取組や地域の担い手確保など、これまでなかった入札契約制度の改善への取組があった。本稿では、これらの取組を含む5事業(4自治体)の支援について事例を紹介する。

#### (1) 四万十市文化複合施設整備事業(高知県四万十市)

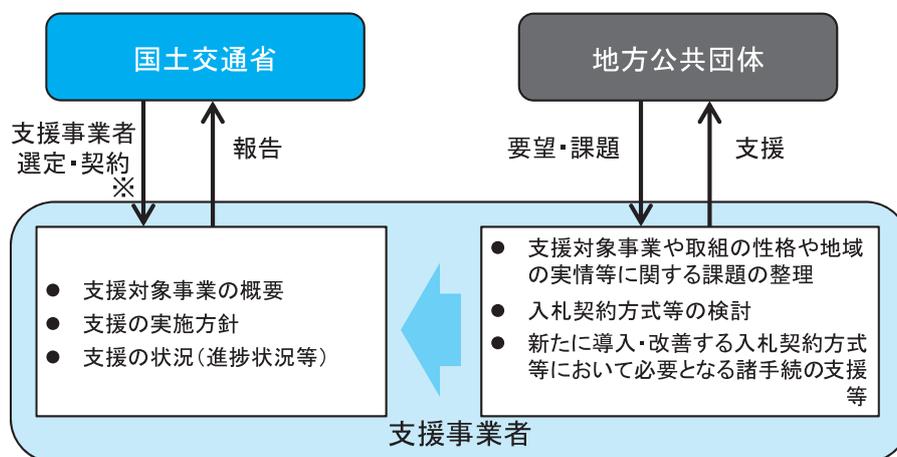
建設後40～50年を超え老朽化した複数の市立公共施設と、既存の農業協同組合(JA)の機能の一部施設をJA敷地内に一体整備し、官民一体で集約化・再配置に取り組むことで、施設機能、利便性の向上と相乗的な交流活動を促進するとともに、必要な都市機能が近接したコンパクトシティとしてのまちづくりを進め、中心市街地の活性化、にぎわいの創出に資することを目的とした事業である。

##### ① 入札契約方式の一次評価

発注者が抱える課題を整理し、検討手法を提案していくこととし、まず、入札契約方式の一次評価を行った。事業の課題を「事業背景」と「設計・施工の難易度」の2つのチェックシートにより整理を支援した。技術的な観点から、工事の難易度の各項目評価については支援事業者が確認及び助言した。

##### ② 地域の実情の調査

厳しい立地条件であるため、地域の実情を確認すべく設計者、施工者へのアンケート調査を実施することとし、アンケート帳票や集計方法等、支援事業者のツールを提供し、回答の集計や分析を



※国土交通省において、支援事業者を選定・契約。

図-1 入札契約改善推進事業のスキーム

行い、支援した。

### ③ 入札契約方式の決定

一次評価、アンケート調査結果を含めて総合的に評価し、「設計施工分離発注方式」を採用することを決定し、市の基本計画案へ反映することとした。

入札契約方式の検討結果により、設計段階スケジュールを更新した。

## (2) (仮称) 中央こども園整備事業 (神奈川県横須賀市)

老朽化が進んだ公立保育園2園を統合し、公立の幼保連携型認定こども園及び子育て支援機能を含んだ「すべての子育て世代」を支援する施設を整備(新築)する事業である。

### ① 課題・ニーズ把握、検討手法提案

横須賀市が抱える課題としては、コストやスケジュール等を踏まえて最適な時期に工事を発注するための入札契約方式の選定方法や、入札契約方式選定プロセスの構築、庁内での整備事業の経験不足による事業推進(発注の仕様、審査基準の適切な設定等)への不安などがあった。

まず、横須賀市における重要度の高い課題について整理し、最適な入札契約方式を決定するために、「発注者・受注者・地域振興対策」それぞれの視点での評価を総合的に行うこととした。

### ② 事業背景・公示難易度による入札契約方式の評価

事業の課題を「事業背景」と「設計・施工の難易度」の2つのチェックシートで整理し、主管部署と関係部署間の「課題整理」や「打合せ」について支援した結果、スケジュールと財政上の制約への対応が重要であるという結果になった。

次に設計、施工事業者に対し入札契約方式についての市場調査としてアンケートの実施、入札契約方式の総合評価を支援した。

### ③ 整備手法の変更に伴う参考資料の提供

事業方針の変更に伴い当初新築としていたが、既存施設の大規模改修へと事業内容が変更となり、支援事業による支援内容についても現地の確認や今後の進め方の助言、参考資料等の提供を行い、「入札契約方式の比較の支援」、「助言」、「既存建物調査業務の参考仕様書の提供」と事業変更への対応を行った。

整備方針変更についての横須賀市への対応としては、市・支援事業者による、改修工事についてのリスクや留意点の短期間での可視化や共有を行い、当初予定どおりの開園に向け、設計者の選定等手続きを実施している。

## (3) 道路除排雪における入札契約方式の改善事業 (青森県むつ市)

年間平均4mの積雪があり、道路延長471km(市道371km、生活道99km)の除排雪を行っており、今後とも安定的・効率的に実施するための方策について検討し、業務の契約において透明性・競争性を確保することを目的とした事業である。

除排雪は、4地区に分割し、各地区の世話役を中心として45の企業と61の除排雪業務契約を締結、実施し、除排雪業務は全て随意契約となっていた。

### ① 発注者が抱える課題、ニーズの抽出

#### 1) 受注者について整理

- ・除排雪業務を受注している企業規模は比較的小さな企業も多数あり、除排雪業務の将来的な継続性に関して、担い手の確保の課題が生じている。
- ・オペレーターの高齢化による担い手不足の課題も生じている。
- ・除雪機械の老朽化による維持・更新費用の確保。

#### 2) 除排雪業務の支払いに関する状況の整理

- ・除排雪に係る作業時間及び除雪機械の回送時間に基づいて、支払い(精算)がされる。
- ・作業時間、回送時間はタコグラフチャートを

基に作業報告が作成され、この作業報告書の作成（受注者）とその確認（発注者）に多くの労力を要する。

このような課題に対して、作業報告書の作成・確認は、当然必要なものであるが、作業にかかる時間や手間を考えると、受発注者双方にとって大きな負担となっていることが把握された。

## ② 課題整理と解決の方向性

市の抱える課題について再度整理を行い、2つの課題として抽出した。

- 1) 除排雪業務実施体制の将来にわたる安定確保に関する課題
- 2) 実施体制を安定的なものとするための環境整備に関する課題

将来的にも安定して除排雪業務を実施するためには、種々の側面からその体制を確保することを検討する必要があるとして、以下の2つの方針となった。

- ・安定確保に関する課題について、近隣自治体との連携、受発注者間の連携の面から検討。
- ・環境整備に関する課題について、固定費用、オペレーターの確保、支払い方法の効率面から検討。

## ③ 実施体制、環境整備の検討

- ・除排雪業務の受注者体制の安定化方策として、組合（事業協同組合、協業組合）の設立について、透明性に留意しつつ、慎重に検討を進める必要がある。
- ・待機保証料に業務受注者が実施体制を維持するために費やしている固定費に関する配慮の検討。
- ・除排雪業務の支払い（精算）方法の効率化の方策を検討。

抽出された課題を基に、今後の除排雪業務における安定的・効率的な対策をむつ市において平成30年度以降検討することとした。

## (4) 施工時期等の平準化及び地域の担い手確保対策検討業務（神奈川県愛川町）

対象事業は以下の①、②のとおり。

- ① 建設企業の経営健全化や労働環境改善及び受注者の負担軽減、不調・不落防止等を目的に、施工時期等の平準化を図る取組
- ② 災害等の緊急時に協力してくれる地元建設企業の確保・育成を図る取組

愛川町入札・契約改善ワーキンググループ（以下、「WG」という）を活用して支援を実施。WGは計4回開催し、平準化（主に債務負担行為の活用）及び担い手確保について検討を行った。

- 1) 第1回WGでは、まず愛川町の実情を把握し、整理した。過去3年分の月別発注状況等をグラフにまとめ、WGを通じて状況を確認。また、平準化の取組事例<sup>\*1</sup>を紹介。

※1 地方公共団体における平準化の取組事例集～平準化の先進事例「さしすせそ」～

- 2) 第2回WGでは、地元建設業者への入札参加辞退要件や愛川町発注工事の魅力を高める取組及び担い手確保・育成対策についてアンケートを実施し、結果を紹介した。アンケート結果では、平準化に関する要望が高く、特に公共事業の閑散期といわれる4～6月期の施工や、工期を年度末に重複させないように分散させることを望む意見が多い結果となった。

- 3) 第3回WGでは、平準化の取組事例集でまとめられている「さしすせそ」のうち、特に効果が大きいと考えられる債務負担行為の活用の取組が進んでいる他の地方公共団体の先進的事例等について、ヒアリングした結果を紹介した。

愛川町の稼働状況を平準化率（件数 $a$ 及び金額 $\beta$ ）として提示し、現状と対応について説明。愛川町の平準化率<sup>\*2</sup>はかなり低い状況であり、4～6月の発注をいかに高めていくかが課題であるとWGで共有。

※2 平準化率（稼働件数） $\alpha$

$$\frac{\text{年度の4～6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

平準化率（稼働金額） $\beta$

$$\frac{\text{年度の4～6月期の平均稼働金額}}{\text{年度の平均稼働金額}}$$

また、担い手確保について、災害協定締結者や建設機械保有者、成績優秀者を評価するために地域貢献企業を評価する発注方式の検討や災害協定の内容について、指示系統や役割分担を決めるなど、実効性を高める取組を検討した。

4) 第4回WGでは、平準化の取組や担い手確保の方策についてとりまとめた。愛川町にとって導入可能な提案や発注方式等の改善提案を行った。

平準化については、4回のWGを通して得られた結果やノウハウを報告書等にとりまとめられるよう、支援を実施した。

施工時期の平準化に資する「平準化グラフ作成ツール」(図-2)を作成し、愛川町の発注担当各課がこのツールを用いることで、債務負担行為を活用する対象工事の選定時にも有効と考えられる。愛川町が自ら平準化率を計算できるようになり、現状の把握や計画の立案に有効となる。

愛川町として平準化の取組をはじめ、今後

も継続的に実施するためのフローを作成。債務負担行為と連動して平準化グラフ作成ツールを活用することで目標設定が可能となり、予算確定後は、積算の前倒しを行う。予算要求にあたっては、平準化グラフ作成ツールを活用し、どの工事に債務負担行為を適用するかを踏まえ作成する。

工事発注予定の内容を小規模工事も含めて詳細に公表することで、不調不落対策や計画的な発注につなげる。受注者にとっても詳細な公表により、年間計画を立てやすくなる。

担い手確保については、災害協定の実効性に関する課題については、愛川町が協定内容の見える化を図り、マニュアル等を整備することで情報共有を進める。また、協定書の定期的な更新や災害協定締結者との関係構築も重要と考えられる。

愛川町として今後、担当する危機管理室も交えて、マニュアルを整備すべきかの検討を行っている。

支援事業を実施した翌年度の平成31年4月26日には、地方公共団体を参加対象とした平成30年度の支援事業の報告会を開催した。報告会では、支援した地方公共団体から直接感想や意見を伺い、支援の成果や取組について説明し、参加者

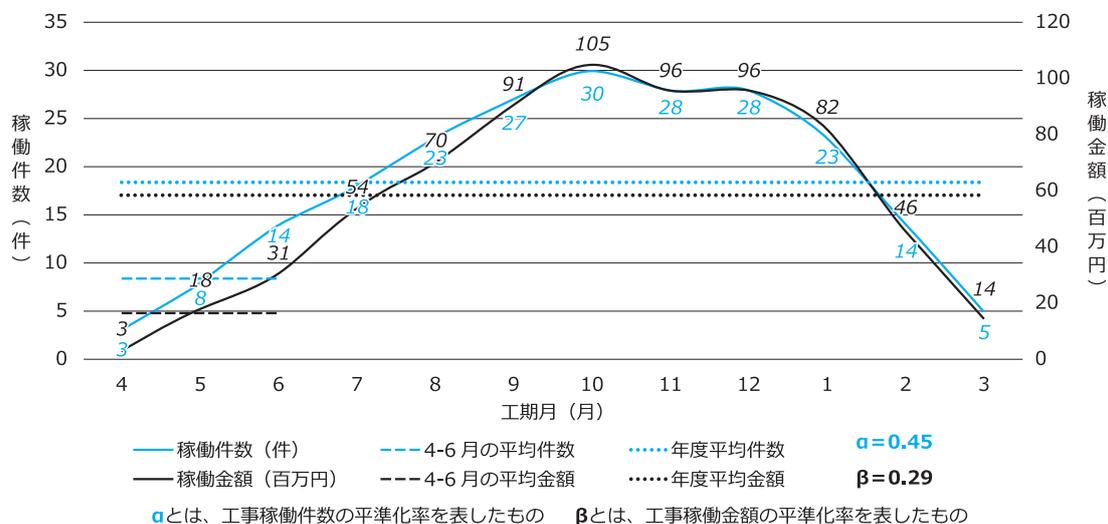


図-2 平準化グラフ作成ツール

からは、課題の抽出及び対応策の検討手順等について実際に担当した職員から話を聞いたことで、今後の検討に際し、大変参考になったなどの感想をいただいた。

令和元年度においては、入札契約改善推進事業選定・推進委員会（外部有識者）の意見を踏まえ、全国の地方公共団体から応募のあった案件の中から、3つの案件を選定した。今後は支援事業者を地方公共団体に派遣し、外部有識者の助言も得ながら支援を進めていく（表-1、令和元年度7月3日プレスリリース [http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000624.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000624.html)）。

令和元年度の支援事業についても、支援実施後に報告会を実施する予定（令和2年4月頃）であるので、多くの地方公共団体に参加いただき、地方公共団体が抱える課題解決のための参考になればと考える。

#### 4. 入札契約方式等相談窓口の活用について

これまで紹介してきた入札契約改善推進事業とは別に、国土交通省では地方公共団体を対象とした入札契約方式の相談窓口を開設している（図-3）。

表-1 選定された支援案件（令和元年度）

地方公共団体	支援対象事業
四日市市（三重県）	近鉄四日市駅周辺等整備事業
渋谷区（東京都）	（仮称）猿楽橋架替えに伴う擁壁等更新事業
調布市（東京都）	施工時期等の平準化検討事業

発注者のマンパワー不足、厳しい工期、コストの抑制等、事業の抱える課題を解決するため、入札契約の取組改善、新たな入札契約方式の導入・活用を検討、実施している地方公共団体を対象に国土交通省が支援事業者と連携しながら、入札契約方式等の円滑な活用に向けたアドバイス等を実施している（<http://www.mlit.go.jp/common/001286429.pdf>）。

#### 5. おわりに

公共発注者においては、適正な予算執行や事業の公平性・透明性が強く求められており、透明性の高い競争を通じ、最も価値のある社会資本を適切な時期に提供することが求められている。このような状況において、国土交通省では入札契約改善推進事業を通じて、地方公共団体が抱える課題の解決に向け支援していくとともに、モデル的な実務支援を通じて先進的な取組を創出し、地方公共団体に対して優良事例や先進的な取組を広く伝え、入札契約制度の改善に努めていきたい。

#### 相談フロー



- ・相談シートに相談内容などの必要事項を記載の上、国土交通省の担当者メールアドレスあて送信して下さい。
- ・国土交通省が支援事業者と連携の上、課題解決に向けたアドバイス（※2）を実施いたします。
- ・電話やメールによる回答のほか、詳細なアドバイスをご希望される場合は面会による相談（※3）を実施いたします。

※1：委託契約に基づく守秘義務が課せられています。  
 ※2：相談費用は無料です。  
 ※3：国土交通省での実施を予定しています。また、入札関係図書等の作成自体は地方公共団体にて実施していただきます。

図-3 入札契約方式の相談窓口